

# 三鷹市分別収集計画

令和5年度～令和9年度

令和4年6月 策定

三 鷹 市

## 三鷹市 分別収集計画 目次

---

1. 計画策定の意義 .....	1
2. 基本的方向 .....	2
3. 計画期間 .....	2
4. 対象品目 .....	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） .....	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） .....	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） .....	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 .....	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） .....	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） .....	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....	7
参考資料 .....	9

## 1. 計画策定の意義

今、私たちには、便利さや快適さを追い求め、大量に“もの”を消費し捨ててきたこれまでの生活様式を見直し、資源や“もの”を大切に使い、ごみをなるべく出さない「持続可能な資源循環型社会」への転換が求められています。ごみ処理においても、近年では「気候変動」や「マイクロプラスチックによる海洋汚染」などが世界的な問題となっており、環境負荷への低減に向けた取り組みが重要です。国においても「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月より施行となりました。従来の「燃やす・埋め立てる」という考え方から、いかにして「ごみを減量・有効利用するか」という資源循環の視点に立った考え方への転換が急務となっています。

三鷹市では、「人間のあすへのまち」を基本目標に、「高環境・高福祉のまちづくり」の実現を目指すため、暮らしの中で最も重要な課題のひとつであるごみの減量・資源化に取り組んでいます。令和2年3月に改定した「三鷹市ごみ処理総合計画2022」（第1次改定）において、「持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進」を基本理念に掲げ、基本方針の第一に「ごみの発生抑制の推進」、第二に「リデュース、リユース、リサイクルの推進」とした施策を展開し、ごみの減量に取り組んでいます。

資源物は、令和4年4月現在、空きびん・空き缶、ペットボトル、プラスチック類、古紙（新聞・雑誌・段ボール・雑紙）、紙パック、古着類、小型家電の7種での分別収集や拠点回収を実施しています。平成21年10月から家庭系ごみ（燃やせるごみと燃やせないごみ）の有料化を実施したほか、平成26年9月から小型家電の拠点回収（無料）を開始するなど、ごみの減量・資源化を推進しています。また、平成29年4月から、汚れたプラスチックを「可燃ごみ」に分別変更するなど、ごみ質の変化などにも対応しながらリサイクルの質の向上に努めています。今後、最終処分場を新たに確保することが極めて困難な状況を厳しく見据え、焼却灰のエコセメント化や不燃性残渣の有効利用を図り、最終処分場への埋立処分量ゼロを維持していくと同時に、引き続き分別収集の徹底や資源物の品質を確保し、更なるごみの減量・資源化に取り組んでいかなければなりません。

なお、三鷹市と調布市の燃やせるごみを処理する「クリーンプラザふじみ」が平成25年4月1日から稼働し、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを積極的に活用して発電を行うとともに、平成29年度から周辺施設（三鷹中央防災公園・元気創造プラザ）へ供給することによって地球環境への負荷の低減を図っています。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集・資源化の方策を具体的に明らかにするとともに、市民・事業者・市それぞれが役割と責任を担いながらこれらを推進することにより、ごみの発生抑制とリサイクルの推進を基調とした資源循環型社会を形成するために策定するものです。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、以下のとおりとします。

- (1) ごみの発生・排出抑制に向けて、三者（市民・事業者・市）の役割分担を明確にし、取り組みを進めます。
- (2) 現在のごみ資源化施策を継続・発展させる一方、発生した容器包装廃棄物については、引き続き分別収集を実施するとともに、より効率的な収集方法について検討を行います。
- (3) 市民の協力により、容器包装廃棄物の分別排出時の品質の向上に努め、ふじみ衛生組合への引渡しを行います。また、住民団体による集団回収及び事業者による店頭回収についても、引き続き協力を求めています。

## 3. 計画期間

令和5年4月から令和10年3月までの5か年間。ただし、3年ごとに改定します。

## 4. 対象品目

容器包装廃棄物のうち、次のものを対象にします。

- ・スチール缶
- ・アルミ缶
- ・無色ガラス
- ・茶色ガラス
- ・その他ガラス
- ・紙パック
- ・段ボール
- ・紙製容器包装
- ・ペットボトル
- ・容器包装プラスチック

注) 小型家電は法の対象ではないため、品目に含まず。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位:t

対象品目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶	232	232	233	233	233
アルミ缶	399	400	400	401	401
無色ガラス	813	813	815	816	817
茶色ガラス	497	497	498	499	499
その他ガラス	873	874	875	876	877
紙パック	100	100	100	100	100
段ボール	3,004	3,006	3,012	3,016	3,019
紙製容器包装	1,339	1,336	1,339	1,340	1,346
ペットボトル	855	856	858	859	860
容器包装プラスチック	5,361	5,364	5,374	5,381	5,387
容器包装廃棄物の合計	13,474	13,478	13,504	13,521	13,539

注1) 端数調整の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

注2) 容器包装プラスチックの排出量には燃やせないごみに混入された容器包装プラスチックを含む。

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

### (1) 過剰包装・使い捨て商品の抑制

ごみの発生・排出を抑制するため、生産者や小売業者等に対して、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め換え製品の普及などの協力を求めています。

また、「ごみ減量・リサイクル協力店」の認定制度やごみ減量等推進員と協働した各種キャンペーンを継続して実施していくなど、ごみの発生・排出抑制に向けた取り組みを市民・事業者・関係団体等との連携により推進していきます。

### (2) 分別に対する意識の醸成

リサイクルカレンダーや広報といった紙媒体、ホームページ・ごみ分別アプリ・AIチャットボットといった電子媒体、地域に出向いて実施する市民向けの出前講座や各住民協議会が主催するイベントへの資料提供などを通じた啓発・PRにより、市民・事業者等の分別に対する意識の醸成を図ります。また、市民の廃棄物に対する認識を深め、ごみ減量と資源の有効活用を促進するという観点から、再生資源集団回収事業などの市民の自主的活動に対して継続して支援を行っていきます。

### (3) びん・缶・プラスチック類等の資源化の推進

平成29年4月から汚れた容器包装プラスチックを「可燃ごみ」に分別変更しましたが、適切な資源化を推進するため、今後ごみ質の変化等に注視します。また、容器包装リサイクル法に基づき、市民・事業者・市が役割分担に応じた責任を果たすよう、具体的な施策の展開を図ります。特にペットボトルや容器包装プラスチック類については、事業者の自主回収が行われるよう協力を求めています。

### (4) 再使用・再利用事業の推進

三鷹市リサイクル市民工房で実施している粗大ごみからの掘り出し物市やリサイクル講習会等を通じたリサイクル意識の醸成、フリーマーケットでの再使用の場の提供などを推進します。

### (5) 再生品利用拡大の推進

貴重な資源を有効に生かしていく循環型社会を目指すため、再生資源から作られる再生品の利用を推進していきます。

### (6) 環境学習等の推進

地域に出向いて行う市民向けの出前講座や市内の中学校が実施している職場体験の受入等を通じて、家庭系ごみの分別方法やごみ減量・リサイクルに関する環境教育等を推進します。

また、クリーンプラザふじみにおける施設見学会や市内小学校の社会科見学の受入れでは、ごみ

の現状や分別の必要性を効果的に学ぶことができることから、市民の環境学習の場として有効に活用していきます。

### (7) 拡大生産者責任の明確化

ア ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負う、という「拡大生産者責任」の明確化を求め、リサイクル可能な製品の製造・販売や適切な回収等を積極的に実施するよう協力を求めています。

イ ごみの減量及びリサイクル活動を積極的に取り組む小売販売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として引き続き認定します。認定された協力店の利用が進むよう市民に情報発信し、消費者と小売販売店との協働によるごみの減量及びリサイクル運動の促進を図ります。

### (8) 事業系ごみの減量・資源化の推進

事業者のごみ減量意識の醸成を図るため、少量排出事業所の登録制により事業系ごみの排出者及び排出量を明確にするとともに、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しては、クリーンプラザふじみで実施されている搬入物検査の結果に基づく指導を徹底することにより、事業系ごみの更なる減量・資源化を推進します。また、大規模事業所においては、減量及び再利用計画書の提出や廃棄物責任者研修を継続して実施するなど、大規模事業所から出る廃棄物の減量・資源化を推進します。

その他、事業者が事業系資源物を自主的に回収するシステムの構築に向けて、情報提供を行うなど必要な支援を実施します。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(ペット)製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

対象品目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	209		209		209		210		210	
アルミ缶	360		360		360		361		361	
無色ガラス	(合計) 731		(合計) 732		(合計) 733		(合計) 734		(合計) 735	
	(引渡) 504	(独自) 228	(引渡) 504	(独自) 228	(引渡) 505	(独自) 228	(引渡) 506	(独自) 229	(引渡) 506	(独自) 229
茶色ガラス	(合計) 447		(合計) 448		(合計) 448		(合計) 449		(合計) 450	
	(引渡) 301	(独自) 147	(引渡) 301	(独自) 147	(引渡) 301	(独自) 147	(引渡) 302	(独自) 147	(引渡) 302	(独自) 147
その他ガラス	(合計) 786		(合計) 786		(合計) 788		(合計) 789		(合計) 790	
	(引渡) 605	(独自) 181	(引渡) 605	(独自) 181	(引渡) 606	(独自) 181	(引渡) 607	(独自) 182	(引渡) 608	(独自) 182
紙パック	15		15		15		15		15	
段ボール	2,704		2,706		2,711		2,714		2,717	
紙製容器包装	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡) -	(独自) -	(引渡) -	(独自) -	(引渡) -	(独自) -	(引渡) -	(独自) -	(引渡) -	(独自) -
ペットボトル	(合計) 770		(合計) 770		(合計) 772		(合計) 773		(合計) 774	
	(引渡) 647	(独自) 123	(引渡) 0	(独自) 770	(引渡) 0	(独自) 772	(引渡) 0	(独自) 773	(引渡) 650	(独自) 124
容器包装プラスチック	(合計) 4,825		(合計) 4,828		(合計) 4,837		(合計) 4,843		(合計) 4,848	
	(引渡) 1,833	(独自) 2,991	(引渡) 0	(独自) 4,828	(引渡) 0	(独自) 4,837	(引渡) 0	(独自) 4,843	(引渡) 1,842	(独自) 3,006

注1) 集団回収量を含む。

注2) 表中の「引渡」は引渡量を、「独自」は独自処理量等を示す。

注3) 容器包装プラスチックの処理量には燃やせないごみに混入された容器包装プラスチックを含む。

注4) 端数調整の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 人口

ア 実績人口は、住民基本台帳（1月1日現在）による人口としました。

イ 将来人口は、「三鷹市将来人口推計（平成31年3月作成、令和2年3月更新）」に基づき設定しました。

(2) 特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

ア 見込量

＝令和3年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

イ 人口変動率

＝計画年度人口／令和3年度人口

令和3年度	計画年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
190,590人	計画年度人口	191,350人	191,459人	191,827人	192,076人	192,273人
	人口変動率	(対令和3年度比) 100.40%	(対令和3年度比) 100.46%	(対令和3年度比) 100.65%	(対令和3年度比) 100.78%	(対令和3年度比) 100.88%

### (3) 分別排出率

分別排出率は、下表のとおり設定しました。

単位：%									
スチール 缶	アルミ缶	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	紙パック	段ボール	紙製容 器包装	ペット ボトル	容器包 装プラス チック
90	90	90	90	90	15	90	0	90	90

### 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の体制を活用し、下表の体制で行います。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製	缶類	市による戸別収集 住民団体による集団回収	ふじみ衛生組合 民間業者
	アルミ製			
びん	無色のガラス製容器	びん類	市による戸別収集 住民団体による集団回収	ふじみ衛生組合 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	紙パック	雑紙	市による戸別収集	民間業者
		紙パック	市による拠点収集 住民団体による集団回収 事業者による店頭回収	
	段ボール	段ボール	市による戸別収集 住民団体による集団回収	
	紙製容器包装	雑紙	市による戸別収集 住民団体による集団回収	
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	市による戸別収集 市による拠点回収 事業者による店頭回収	ふじみ衛生組合 民間業者
	プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	市による戸別収集	
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	事業者による店頭回収	



## 1.1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール製	缶類	透明か半透明の袋又は容器プラスチックコンテナ	2 t 平ボディ車	ふじみ衛生組合 民間業者
	アルミ製				
びん	無色のガラス製容器	びん類	透明か半透明の袋又は容器プラスチックコンテナ	2 t 平ボディ車	ふじみ衛生組合 民間業者
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙	紙パック	紙パック	拠点回収ボックス ひもがけ又は任意の紙袋	2 t 平ボディ車 又はパッカー車	民間業者
	段ボール	段ボール	ひもがけ	2 t 平ボディ車 又はパッカー車	
	紙製容器包装	雑紙	ひもがけ又は任意の紙袋	2 t 平ボディ車 又はパッカー車	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明か半透明の袋又は容器 拠点回収ボックス	2 t パッカー車	ふじみ衛生組合 民間業者
	プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	透明か半透明の袋	2 t パッカー車	ふじみ衛生組合
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	拠点回収ボックス	平ボディ車又は パッカー車	民間業者

## 1.2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集は、市民・事業者・市のそれぞれの役割分担が重要であり、以下の項目について取り組みを進めます。

### (1) ごみ減量等推進会議との連携

市民のごみ分別に対する意識醸成を図るため、ごみ減量・資源化の理解を深めるイベントや視察研修会の実施など、平成5年に設置した「ごみ減量等推進会議」と連携しながら本計画を推進します。

### (2) 再生資源集団回収事業実施団体との連携

家庭から排出される再生資源物を回収する自治会等の市民団体に対し、補助金の交付、回収業者の紹介、回収用のぼり旗の貸与などの支援を行い、資源の有効利用や市民の資源物に対する意識向上を図ります。

### (3) 事業者との協力関係の確立

容器包装廃棄物の分別収集において、事業者自らの自主回収による容器包装廃棄物のリサイクルが最も望ましいとの認識に立ち、事業者（大規模小売店舗及び地域商店会等）にその実施及び拡充を強く働きかけます。

#### (4) 事業者による資源回収の強化

事業者による資源回収は、牛乳パック、トレイ、新聞、チラシなどが中心ですが、回収ボックス設置店の増加や回収品目及び量の増加に繋がるよう市民・事業者・市が協力して実施します。

#### (5) 調布市及びふじみ衛生組合との連携

容器包装リサイクル法による分別収集等の実施にあたっては、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」を踏まえながら、三鷹市、調布市及びふじみ衛生組合間の連携を強化し、より効果的かつ安定したシステムの確立を図ります。





本文は古紙配合率100%  
白色度70%